

各市町村保育所主管課長
県福祉事務所長
支庁福祉課長
福祉保健企画課長
(監査指導班)

殿

沖縄県福祉保健部
青少年・児童家庭課長



保育所運営に係る留意事項について

みだしのことについては、諸通知により運用しているところではありますが、取扱いについての問い合わせが多数ありますので改めて通知します。

つきましては、下記のことにより留意のうえ、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

また、公立・法人保育所への周知も併せてお願いいたします。

記

1. 土曜日の開所時間について

保育所の開所日は、「保育所入所手続き等に関する運用改善等について」（平成8年6月28日児保第12号）にあるように日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日となっている。また、開所時間は、「『特別保育事業の実施について』の別添1延長保育促進事業及び長時間延長保育促進基盤整備事業実施要綱」（平成12年3月29日児発第247号）から判断できるように原則として11時間となっている。よって、土曜日も平日と同様に扱っていただきたい。（利用する児童がいない日は、早めに閉所しても差し支えない。）

なお、土曜日の延長保育も11時間開所の前後でさらに延長保育する場合をいい、それ以外は通常保育となるので保護者から利用料を徴することは出来ない。

2. 車両について

- (1) 登所バス等については、「保育所入所手続き等に関する運用改善等について」(平成8年3月27日児発第275号厚生省児童家庭局長通知)の3より、保育所の設置場所等の地域状況を勘案して、登所降所に際し保育所が保有するバス等を利用することは差し支えないこととしている。

しかしながら、本県の場合は「保育所の設置場所等の地域状況」に該当するカ所がないため、保育所の登所降所の際のバス等の利用は認めていないものである。

- (2) 登所降所バス以外の車両については、その購入及び維持費(修理費、車検料、保険料、自動車税等)、リース料を保育所の運営費から支出することは認められていない。

ただし、保育に関わる部分の燃料費については、適正な施設運営が確保されている場合には、運行簿によって確認した上で運営費(施設経理区分、施設会計)からその実費を支出することは差し支えないこととしている。

(参考 「保育所入所手続き等に関する運用改善等について」平成8年6月28日
児保第12号厚生省児童家庭局企画・保育課長連名通知)

3. 定員の弾力化に伴う定員の見直しについて

定員の弾力化については、「保育所への入所の円滑化」(平成10年2月13日児保第3号)により実施しているところであるが、年度の当初において定員を超えている場合には、まず定員の見直しに取り組むこと。なお、同通知文中1の(2)中「見直しが困難である場合には、」とあるのは、2年後には定員の弾力化を実施しなくても入所申込みをした保育に欠ける児童全ての受入が可能であることが確実である場合を言う。